

岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版（案）に対する県民意見募集の結果について

番号	該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	全般的	<p>一般に云う、「P・D・C・A（Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Act（処置・改善））のD・C・Aに対する「行動規範、又は活動項目」の想定までを、記載する必要があるのではないか。更には、今後のそれらの推進母体は「岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会」を主体に進めると思われるが、その組織の中に「分野別実行推進グループ」を設置し、「詳細で確実な行動計画案」を作成することを切望する。</p> <p>加えて、行動計画案に基づく「実施計画&実施結果に関する「調査監視（サーベイランス）制度」の設定が必須ではないか。要は「確実なる実施を狙いとした計画案」が、今、一番求められるのではないか。</p>	<p>県全体での温暖化対策推進に当たっては、県民、事業者、NPO等民間団体、市町村等との意見交換、情報提供等に努め、PDCAサイクルを意識して継続的な取組の改善を図ってまいります。</p> <p>そのために、毎年度県内からの温室効果ガス排出量を把握するとともに、岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会において実行計画の進捗状況を確認し、各施策の見直しを行ってまいります。</p>
2	全般的	<p>「再生可能エネルギーの創出」は極めて大事なことであり、今後の喫緊の課題だが、厳しい経済環境の中で新たな活路を開くために、今後はIT技術を駆使した新システムである“IoT”らの採用は喫緊のことだ。その際、神経質と思われるくらい大事なことは、「品質の良い電力の安定供給」だが、今回の計画案に、「電力の品質」についての項目が一行も無かったことに、些かなる疑問を持ちました。</p> <p>冷蔵庫とかエアコンの様に単に「モータを回転」するだけの電流なら、少々の電圧の変動は関係ないだろうが、精緻な制御システムが要求される設備群の管理には、「品質の良い電流」が必須であり、如何しても「品質の良い電力の安定供給」のための規定は明確にするべきではないか。</p>	<p>「電力の質」の担保は、電気事業法第二十六条において、電気事業者がその供給する電気の電圧、周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するよう努めなければならないと定めております。</p>
3	全般的	<p>ヒートアイランド対策の視点がない。アンケートではグリーンカーテンの設置は関心が高いことから、市民レベルの活動に、都市部市街地の気温を低下させる取組（市街地でのビオトープの設置、緑地、農地の保全等）を入れることは、いっそう関心を高める効果があると考</p>	<p>温暖化とヒートアイランドが相まって都市部で気温が上昇することへの対策としては、第6章6-2(4)「地域環境の整備及び改善」①「現状と課題」において「都市公園・特別緑地保全地区・風致地区の緑化は、温室効果ガスの吸収量の増大やヒートアイランド現象が緩和され</p>

番号	該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		える。	<p>るなどの効果が期待されます。」と記述しています。</p> <p>また、第6章6-2(4)「コミュニティの目指す姿」においては、街路樹の緑化及び緑地の整備推進を記述しており、具体的なグリーンカーテンの設置等の取組については、温暖化に関する県民への広報活動や環境教育の中で啓発してまいります。</p>
4	第1章1-1 第8章8-2	<p>パリ協定における日本の約束草案（2030年度までにCO2排出量を2013年度比26%削減）達成に向けた新しい目標が設定されたことから、それに向けた本計画の再見直しというよりも、“新計画（仮称）”の施策体系の立案が想定されるので、それへの対応との関連を明示すると良い。</p>	<p>第8章8-2(2)において中期目標年度である2020（平成32）年度に新規の目標設定を含む改定を行う旨を規定しています。</p> <p>また、第5章5-2(2)において、COP21後の国の削減目標を踏まえた岐阜県における排出量の見通しを記述しており、2030年度に向けた排出削減も見据えています。</p>
5	第2章2-1(3) 第7章7-1	<p>気候変動が原因による天変地変の被害は大きく、これらは視認できるため感覚的に驚きを示すものがある。そのため、この章で示された主要なリスク①～⑧について、岐阜県内で見られる具体的な事象、現状、予測される事象がわかる資料・データ等のパンフレット（パワーポイント）等があれば、出前講座等で出席者に目で伝えることができインパクトも大きいと思われる。講師が自前で調達する資料・データには限界があり、収集にも負担が大きいうえ、信ぴょう性にも欠ける不安がある。特に、一般家庭や中小企業者への効果的な対策が急務となっていることから、個々の自発的な取組を促すための普及啓発活動促進のための情報も県サイドとして強化・充実をお願いしたい。</p>	<p>今回の見直しにおいて、新たに第7章で「適応」の方向性について記述しましたが、いただいたご意見のとおり、県民各層への啓発も随時実施していくことが重要ですので、出前講座で使用できる資料やデータについて今後整備を図ってまいります。</p>
6	第6章6-2 施策2-1	<p>目指すライフスタイルが明確化していない。出前講座等でしっかり明示できるものにしてほしい。</p> <p>ライフスタイルの変化を二酸化炭素の削減だけを基準にすると設備の更新など「お金がかかる」あるいは「我慢する」印象だけが残る。多くの市民の意見である。必要な時にエネルギーを使うことと無駄な部分を省くことを伝えることが重要である。社会の中で節電の意識が</p>	<p>「ライフスタイルを変えるための動議付となる機会の提供」に関しては、第6章6-2(1)に記述していますが、目指すべきライフスタイルについては、「ぎふエコ宣言の募集」や「出前講座」の開催等の機会を通じて、具体的な取組を示してまいります。</p> <p>なお、節電を行う際の熱中症対策については、同章（p39）において「熱中症などの防止に配慮する」旨を記載しており、県民に対し温</p>

番号	該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		強く出ると熱中症が増加することは東日本大震災時に実際に多くあったことだ。	暖化対策を啓発する際にはその旨を合わせて周知するよう留意してまいります。
7	第6章6-2 施策2-2	岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの役割は出前講座だけではなく、出席者のアンケート等で県民のニーズを把握できるようにしてほしい。正しい知識を持ち、市民に柔軟に対応ができる指導者の養成を望む。	地球温暖化防止対策推進センター（以下「センター」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき県が指定する機関であり、県と連携して温暖化対策を進めています。 今後、センターが行う事業に当たっては、県民ニーズを把握した上で効果的に実施できるよう助言してまいります。
8	第6章6-2 施策2-3	具体的に何をするのか・・・例えば、「LED電球への交換」「シャワーヘッドの交換」など効果の得やすい削減のアピールを通じて気軽にできる「暮らしの知恵」を普及させるのも一つの方法である。 温暖化防止の副読本について。学校などには複数年使う内容が系統化された冊子も必要であるが、タイムリーな話題でシリーズで出す省エネや防災などファイルできる「暮らしの知恵」のような副読本も今後は必要だと思う。	県では、今後、環境副読本を作成し県下の小学5年生全員に配布することを検討しています。その作成に当たっては、家庭内で気軽に取り組めるタイムリーな温暖化対策を盛り込むように努めます。
9	第6章6-2 施策2-7	ゼロエネルギーハウスの普及促進について。温暖化防止の視点から二酸化炭素削減効果も高く計算できる対策である。岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの出前講座等での啓発も視野に入れる必要がある。	建築物は長期間にわたって継続的にエネルギーを消費するため、特に初期の建築段階やリフォームの際に高いエネルギー効率を確保することが重要です。 今後、温暖化対策の啓発活動の中で、ゼロエネルギーハウスを含む建築物の高効率化についても情報発信してまいります。
10	第3章	図3-3、図3-4、図3-5、図3-6に単位が無い。	ご意見のとおり修正します。
11	第3章3-3(1)	地球温暖化防止のための効果的な取組として節電やエコドライブ等の省エネルギー等が高く出ていた。これら推進策の一つに、国民運動「COOL CHOICE」や「Fun to Share」などがあるが、一般人には理解し難いし浸透していない。パンフレット等の所在を県庁受付で聞いても明確な答えが得られなかった。広報活動の在り方に一考を要するのではないか。	県民アンケート調査の結果、多くの県民の皆様が温暖化対策に関心を寄せる一方で、取組に当たって具体的な情報が不足していることも明らかになりました。 今後、温暖化対策の啓発活動の実施に当たっては、より具体的な取組とその結果が把握できる情報の提供に努めるとともに、インターネットウェブサイトなど多くの人が接することができるツールを活用し

番号	該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
12	第3章3-3(2)	<p>県民は地球温暖化対策に取り組んでいるものの、取組の内容や効果測定に関する情報が不足しているとしていた。個々の自発的な取組と普及啓発活動促進のためにも、県サイドとして情報発信の強化・充実をお願いしたい。</p>	<p>てまいります。</p>
13	第3章3-4(1)	<p>岐阜県の排出量が減少傾向にあるのは喜ばしい。それらの広報は、各市町村の広報紙に掲載したり、地域情報誌に掲載しているとしているが記事程度であり“データ”等までいたっていない。情報発信の強化・充実をお願いしたい。</p>	<p>現在、過去の県内温室効果ガスの排出量を県のホームページで公開しています。</p> <p>今後は、多くの人アクセスできるようその広報に努めてまいります。</p>
14	第4章4-2(3)	<p>条例に基づき、一定規模以上の事業者を対象として「温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書」の提出を義務付けており、提出された計画書等の公表や温室効果ガス排出量の把握を行っているとしている。該当する事業がこの施策への対応状況（率）はいかほどか。</p> <p>また、同報告書の提出率向上のためにも、環境カウンセラー協議会の事業であるEA21普及も考えられるのでご考慮願いたいです。</p>	<p>岐阜県温暖化対策基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書及び実績報告書は、一定量以上のエネルギーを使用する事業者には提出義務があり、全ての事業所に対して提出を求めています。今後、計画書内容を踏まえた県の働きかけを強化し、環境マネジメントシステム導入など事業者にとってメリットが高い方策に関する助言等を行ってまいります。</p>
15	第4章 第6章 第8章	<p>環境カウンセラー協議会では、本計画内の県民向け、事業者向け、また、市町村との連携等の様々な施策について支援が可能であり、事業活動への考慮を願いたい。</p>	<p>第8章8-1(3)のとおり、NPO等民間団体には、行政ではできないきめ細かな活動を期待しており、県の事業においても、今後様々な団体等と意見交換に努め、温暖化防止につながる活動を推進します。</p>
16	第6章6-2	<p>現在の条例に基づく削減計画書、実績報告書等の提出に対する県からのアクションが明記されるようになったが、数値や活動に対するアドバイスや他事業者の例などを紹介したり、工場見学ができる体制を作るなどの産業部門に対する支援の強化を図ってほしい。</p>	<p>産業部門における削減対策については、共通して実施できる取組があると考えられるため、より専門的立場からのアドバイスや優良事例の共有等とおして、各事業者のエネルギー効率向上に役立つ施策の実施を検討してまいります。</p>
17	第6章6-4	<p>地中熱ヒートポンプなど、新しい考え方、取組みについては、まだ</p>	<p>ご意見のとおり、一部の取組について解説等を追加します。</p>

番号	該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		まだ馴染みがないので、巻末の解説だけでなく欄外に解説やメリットを入れてはどうか。	
18	第7章	<p>本文「約 15.8℃ (1981 年～2010 年の平年値) ですが、<u>今後</u>過去 100 年と同じ割合で・・・。」のとおり<u>今後</u>を追加。</p> <p>図 7-1 について、タイトルと出典の誤り。タイトル「岐阜市の年平均気温の変化」、出典「岐阜地方気象台調べ」</p> <p>図 7-2、図 7-3、図 7-8 について、図の説明が必要と思います。例えば、「将来気候(21 世紀末(2076～2095 年))と現在気候との比較」など。また、出典の誤り「東京管区気象台 地方共同研究「地域に密着した詳細な気候変動予測情報提供に関する研究」成果報告書」</p> <p>P55、1 行目 (誤) 1 時間降水量 50 mm 以上 (強雨) (正) 1 時間降水量 50 mm 以上 (非常に激しい雨)</p> <p>図 7-12 桜の開花日及びかえでの紅葉日は、2015 年までの図を作成しましたのでご利用ください。また、図を差し替えることで出典を「岐阜地方気象台調べ」としてください。</p>	ご意見のとおり修正します。
19	第8章	<p>岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの役割を明記してほしい。</p> <p>市町村の役割の表現が、「・・・できる。」といった拘束力が弱い表現が用いられているが、市町村の協力が無ければ県の施策は進まない。そのためには、まずは、市町村自らが実施する事務・事業において排出される温室効果ガスを抑制するため、率先して対策に取り組む必要があることを明記すべきである。</p>	<p>センターの役割については、第8章 8-1 に追加します。</p> <p>市町村については、ご指摘のように、自らが率先して地球温暖化防止のための行動を実践することが期待される旨を同章同項に追記します。</p>
20	資料編	用語解説にドロマイトを追加した方が良い	ご意見のとおり追加します。